

職種別意見交換の実施状況について

職種別意見交換の実施状況

- 第2回WG以降、鉄筋、型枠、住宅分野それぞれについて、職種別意見交換を開始
【共通】日本建設業連合会、全国建設業協会、全国中小建設業協会、建設産業専門団体連合会、
【鉄筋】全国鉄筋工事業協会、全国圧接業協同組合連合会
【型枠】日本型枠工事業協会、
【住宅】住宅生産団体連合会、全国建設労働組合総連合、全国住宅産業地域活性化協議会、全国工務店協会
- これまでのWGで示された「労務費の基準」の基本方針について、確認するとともに、①労務費の基準(素案)の作成と、②労務費の基準の実効性の確保、に分けて、議論を開始

意見交換で示された主な論点

① 労務費の基準(素案)の作成について

- 公共・民間問わず、設計労務単価をベースとした労務費が行き渡るよう、労務費の基準については、「設計労務単価×歩掛」を基本に算出する単位施工当たりの額として計算する方針について関係者間で確認。
- この際、歩掛は個々の工事ごとに異なるため、細分化する議論はきりがなくなってしまうし、中小企業者も使いづらくなる。労務費の基準の重要な意義は、算出条件を明確にして、「設計労務単価ベースの基準だ」ということを明らかにすること。あまり細分化させずに、労務費の基準の考え方をベースとして、個々の工事契約に合致した適正な労務費の計上となるよう、個々の工事契約で契約当事者間で交渉・補正ができる形で作成すべき。
- 猛暑日、作業環境(大型車が入れるか等)については、労務費の基準が前提としている状況を明確にした上で、条件が異なる場合に契約当事者が基準に補正をかける形で対応すればよいのではないか。
- ある職種の作業にも、設計労務単価の設定のある技能者とそうでない技能者がある。単価設定をどうするか、作業内容によって検討が必要。
- 住宅の場合、様々な職種が関連するが、野丁場工事とは異なる可能性があり、個別の職種別検討と住宅の関係は、今後検討・整理が必要。

意見交換で示された主な論点

② 労務費の基準の実効性の確保について

- ・ 見積の内訳として歩掛まで見せるのは、企業によってはまだ抵抗感があるところもあるだろうが、**労務費の基準の運用には不可欠だ**ということを業界内でしっかり周知すべき。
- ・ 見積の内訳として労務費・歩掛を示すことについて、注文者一元請間でも必要となり、そこでの交渉結果が下請にも影響するので、**注文者、元請、下請といったサプライチェーン全体で、見積書での必要項目の内訳明示について認識を共有する必要。**
- ・ 小規模事業者や一人親方の場合、材工一体の見積や、そもそも書面による見積という慣習がない場合もあるが、**労務費の基準の適切な運用には、労務費を切り分けて見積もることが不可欠である**としっかり周知・徹底すべき。
- ・ **きちんと対応している事業者が競争上不利になることがないよう、労務費・必要経費の内訳明示、確保を行っているか、国としてしっかり指導する必要。**
- ・ 契約当事者が様々な条件で補正したり、地域によって単価が異なることを考えれば、数値を打ち込めば労務費の内訳が計算できるようにするなど**見積書の作成しやすいシステムが有効。**
- ・ 賃金は、労使間で事業主が雇用している労働者に支払うもの。契約において、労務費の基準に沿った適切な労務費が確保されることは重要であるが、賃金については、適切に確保された**労務費を原資に、賃金を適切に支払う責務は事業主が負っていることを十分理解して、制度設計をするべき。**
- ・ 賃金の行き渡り確認のために賃金台帳を提示するという手法はあると思うが、中小企業者が元請に提示するのは抵抗があるのではないか。
- ・ **労務費以外の必要経費の確保も必要。**国として、**競争させるべきでない、確保すべき必要経費を明確にし、サプライチェーン全体でも認識を共有する必要。**
- ・ 従来、**国から、設計労務単価とともに、雇用に伴う必要経費として、労務単価の41%という水準を示している。この考えも引き続き踏襲する必要。**